

高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進を図るため、三世代同居等となる子育て世帯に対して高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代同居等 本市内に、親世帯と子育て世帯が同居、隣居又は近居することをいう。
- (2) Uターン 高知県外から親世帯のある本市へ転入することをいう。
- (3) 子育て世帯 高知県外に1年以上居住し、かつ、当該居住地の自治体の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づくものをいう。以下同じ。）に記録（以下「住民登録」という。）されている世帯であって、本市への転入日（同法に基づく異動日をいう。以下同じ。）に満18歳以下の子ども（出産予定を含む。）を扶養し、同居しているものをいう。
- (4) 親世帯 住民登録が本市に1年以上あり、本事業における子育て世帯の親の世帯をいう。
- (5) 同居 親世帯と子育て世帯が同一の住宅に住所を有し、居住すること。ただし、親世帯と子育て世帯とが別世帯でも同居とみなす。
- (6) 隣居 親世帯と子育て世帯が隣接する敷地にある住宅に住所を有し、居住すること。
- (7) 近居 親世帯と子育て世帯が本市内にある住宅に住所を有し、居住し、かつ、親世帯と子育て世帯の住宅間の直線距離がおおむね2キロメートル以内であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、子育て世帯の代表者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 親世帯の親の子又はその配偶者であること。
- (2) 補助対象者及びその配偶者に、市税及び県税の滞納がないこと。
- (3) 過去に5年以上高知県内に居住していたこと。
- (4) 原則として、子育て世帯の全員が住民基本台帳の異動を伴う本市への転入を行うこと。
- (5) 三世代同居等となる住宅を生活の拠点としていること。
- (6) 補助対象者及びその配偶者が、他制度による公的扶助又は勤務する事業所からこの要綱に基づく補助金と同様の性格があると認められる補助、手当等を受けていないこと。
- (7) 補助対象者及びその配偶者が過去にこの要綱に基づく補助金を受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う三世代同居等Uターン支援事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、事業の実施に当たって規則第4条各号に掲げる者を契約者とする等、当該者を利することとなる行為があった場合は、補助対象事業としない。

(補助対象経費、補助金限度額及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要した経費とし、その補助対象経費及び補助金限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金額は、補助対象経費の額又は補助金限度額のいずれか少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、本市への転入日の属する年度の末日までに高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは交付すべき補助金額を確定し、高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付請求及び交付)

第9条 補助決定者は、高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(様式第3号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第13条 補助決定者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市三世代同居等Uターン支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

別表

補助対象経費	補助金限度額
1 転入に係る荷物の運搬に要する費用（引越事業者への支払に係るものに限る。） 2 定住に係る費用で次のいずれかに係る費用 （1）不動産取得時の建物に係る登録免許税（建物の名義人が補助対象者又はその配偶者である場合に限る。） （2）住宅の賃貸借契約に係る仲介手数料（契約者が補助対象者又はその配偶者である場合に限る。）	150,000円